

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第195号の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (財 政 課 取 扱 い) 1
- ク リ ー ニ ン グ 業 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (生 活 衛 生 課 取 扱 い) 1
- 興 行 場 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (生 活 衛 生 課 取 扱 い) 4
- 理 容 師 法 施 行 細 則 及 び 美 容 師 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (生 活 衛 生 課 取 扱 い) 5
- 鹿 児 島 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (水 産 振 興 課 取 扱 い) 8
- 鹿 児 島 県 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 8
- 鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 9

訓 令

- 鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (人 事 課 取 扱 い) 9
- 鹿 児 島 県 税 事 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (税 務 課 取 扱 い) 10

告 示

- 非 常 勤 職 員 の う ち , 報 酬 の 額 に つ い て 知 事 が 定 め る も の の 額 の 一 部 改 正 (※) (人 事 課 取 扱 い) 12
- 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 に つ い て 任 命 権 者 が 別 に 定 め る 各 給 料 表 の 適 用 範 囲 等 の 一 部 改 正 (※) (人 事 課 取 扱 い) 12

規 則

鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 19 号

鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 施 行 規 則 (平 成 12 年 鹿 児 島 県 規 則 第 89 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 記 様 式 中 「 印 」 を 削 る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

.....

ク リ ー ニ ン グ 業 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 20 号

ク リ ー ニ ン グ 業 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

ク リ ー ニ ン グ 業 法 施 行 細 則 (昭 和 33 年 鹿 児 島 県 規 則 第 29 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 4 条 中 「 無 店 舗 取 次 店 届 出 事 項 変 更 届 」 を 「 無 店 舗 取 次 店 営 業 届 出 事 項 変 更 届 」 に 改 め る。

別記第1号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。
別記第2号様式中「収入証紙ちよう付欄」を「収入証紙貼付欄」に、「氏名 印」を「氏名 」に、「洗たく物」を「洗濯物」に、

「 3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し 」を

「 3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
4 省令第1条の3第1項ただし書の規定により、「種別」,「法第3条第3項第5号に規定する洗濯物について」,「クリーニング師及び他の従事者」及び「クリーニング所の構造及び設備」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類 」に

改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第2号様式の2中「氏名 印」を「氏名 」に、「洗たく物」を「洗濯物」に、

「 3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し 」を

「 3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
4 省令第1条の3第2項ただし書の規定により、「業務用車両」の「構造の概要」,「営業区域」,「従事者数」,「クリーニング師及び他の従事者」及び「法第3条第3項第5号に規定する洗濯物について」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類 」に

改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第4号様式の3中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第4号様式の4中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第4号様式の5中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第4号様式の6中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第5号様式の2中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第6号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第6号様式の2中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第6号様式の3中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式注を削る。

別記第6号様式の4中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注1中「記名押印する」を「記名押印又は署名をする」に改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第6号様式の5中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第6号様式の6中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第8号様式中「収入証紙ちよう付欄」を「収入証紙貼付欄」に、「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

「氏 名 印 を 生年月日 年 月 日 に改め、同
生年月日 年 月 日」を 旧姓・通称名
(併記を希望する場合) 」

様式注を次のように改める。

注1 「旧姓・通称名」については、免許証に旧姓の併記を希望する場合にあつてはその旧姓を、外国籍の者が免許証に通称名の併記を希望する場合にあつてはその通称名を記入すること。

2 1により旧姓又は通称名を記入した場合の添付書類は、旧姓又は通称名を確認できるものとする。

別記第9号様式中

「

免許証登録年月日	年 月 日
----------	-------

」

を

「

免許証登録年月日	年 月 日	
旧 姓 ・ 通 称 名	(氏)	(名)
(併記をしていた場合)		

」

に、「又は」を「, 又は」に改め、

「

備考	この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。
----	--

」

を削り、同様式に注として次のように加える。

注 免許証に旧姓又は通称名を併記していた場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓又は通称名を記入すること。

別記第10号様式中「ちよう付欄」を「貼 付 欄」に、「氏 名 印」を「氏 名」に、

「

クリーニング師	旧	本 籍 地 都道府県名	
		氏 名	
	新	本 籍 地 都道府県名	
		氏 名	

を

」

「

クリーニング師	旧	本 籍 地 都道府県名	
		氏 名	
		旧 姓 ・ 通 称 名	
	新	本 籍 地 都道府県名	
		氏 名	
		旧 姓 ・ 通 称 名	

」

に、「又は抄本」を「戸籍抄本又は住民票の写し」に改め、同様式注を次のように改める。

注 新たに、旧姓の併記を希望する場合又は外国籍の者が通称名の併記を希望する場合は、「旧」の「旧姓・通称名」欄は空欄にし、「新」の「旧姓・通称名」欄に、併記を希望する旧姓又は通称名を記入すること。

別記第11号様式中「届出人氏名 印」を「届出人氏名 」に改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のクリーニング業法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第21号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和59年鹿児島県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同項の許可を受けて興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第4号及び第5号に掲げる書類のうちその内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

第2条第1号中「平面図」を「図面」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「興行場として使用する建築物の」を削り、同号を同条第5号とし、同条に次の2号を加える。

(6) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

第3条第1項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図（以下「法定相続情報一覧図」という。）の写し」を加える。

別記第1号様式中「ちよう付欄」を「貼付欄」に、「氏名 印」を「氏名 」に、「平面図」を「図面」に、

「4 申請者が法人にあつては、登記事項証明書

5 消防法令適合通知書

6 興行場として使用する建築基準法に基づく建築物の検査済証の写し（一時的に設けられる興行場の場合は除く。）

「4 消防法令適合通知書

5 建築基準法に基づく検査済証の写し（一時的に設けられる興行場の場合は除く。）

6 法人にあつては、登記事項証明書

7 興行場法施行細則第2条ただし書の規定により、添付書類4及び5のうち、その内容に変更がない書類の添付を省略する場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

改め、同様式注を削る。

別記第2号様式中「届出者氏名 印」を「届出者氏名 」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式注を削る。

別記第3号様式注中「記名捺印する」を「記名押印又は署名をする」に改める。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第4号様式の2中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注2を

削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第6号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の興行場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第22号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則（平成10年鹿児島県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、

「

理 容 所	開設予定年月日	年 月 日	開 設 者	法 人 ・ 個 人	本 籍 地 (都道府県名)	(法人にあつては、事務所の所在地)
	名 称				住 所	(法人にあつては、名称)
	所 在 地 (電話)				氏 名	(法人にあつては、代表者の氏名) 年 月 日生

」

を

「

理 容 所	開設予定年月日	年 月 日	開 設 者	法 人 ・ 個 人	本 籍 地 (都道府県名)	(法人にあつては、事務所の所在地)
	名 称				住 所	(法人にあつては、名称)
	所 在 地 (電話)				氏 名	(法人にあつては、代表者の氏名) 年 月 日生
重 複	同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称					
開 設	同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合（当該届出をこの届出と同時に行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日				年 月 日	

」

に、

「

承 継	承 継 年 月 日	承 継 者 の 氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	生 年 月 日	住 所 (法人にあつては、事務所の所在地)
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

」

を

「

理容所の消毒設備を使用して消毒を行う出張理容の届出の有無				有 ・ 無	
承 継	承 継 年 月 日	承 継 者 の 氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	生 年 月 日	住 所 (法人にあつては、事務所の所在地)	
	年 月 日		年 月 日		
	年 月 日		年 月 日		

」

に、

「 5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
 を
 「 5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
 6 施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

に改め、同様式注2を次のように改める。

2 施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、「重複開設」、「管理理容師」、「理容師及び他の従事者」及び「理容所の構造及び設備」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

別記第1号様式注に次のように加える。

3 施行規則第19条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、添付書類1及び2に掲げる書類のうちその内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

別記第2号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第3号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式注を削る。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第5号様式の2中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第6号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第7号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注1中「記名押印する」を「記名押印又は署名をする」に改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第8号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注7を削る。

別記第9号様式中「氏名 印」を「氏名」に、「届出ます」を「届け出ます」に改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第10号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第12号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第13号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第14号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第17号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

別記第18号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式注を削る。

（美容師法施行細則の一部改正）

第2条 美容師法施行細則（平成10年鹿児島県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「氏名 印」を「氏名」に、

美 容	開設予定年月日	年 月 日	開 設	法 人 ・	本 籍 地 (都道府県名)	(法人にあつては、事務所の所在地)
	名 称				住 所	(法人にあつては、名称)

所 地	所 在 地 (電話)	者	個 人	氏 名	(法人にあつては、代表者の氏名) 年 月 日生

を

美 容 所	開設予定年月日	年 月 日	開 設 者	法 人 ・ 個 人	本 籍 地 (都道府県名)	(法人にあつては、事務所の所在地)
	名 称				住 所	(法人にあつては、名称)
	所 在 地 (電話)				氏 名	(法人にあつては、代表者の氏名) 年 月 日生
重 複 開 設	同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称					
	同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合(当該届出をこの届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予定年月日				年 月 日	

に,

承 継	承 継 年 月 日	承 継 者 の 氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	生 年 月 日	住 所 (法人にあつては、事務所の所在地)
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

を

美容所の消毒設備を使用して消毒を行う出張美容の届出の有無				有 ・ 無	
承 継	承 継 年 月 日	承 継 者 の 氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名)	生 年 月 日	住 所 (法人にあつては、事務所の所在地)	
	年 月 日		年 月 日		
	年 月 日		年 月 日		

に,

「 5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し

を

「 5 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し
6 施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

に改め、同様式注2を次のように改める。

2 施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、「重複開設」、「管理美容師」、「美容師及び他の従事者」及び「美容所の構造及び設備」の記載事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

別記第1号様式注に次のように加える。

3 施行規則第19条第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、添付書類1及び2に掲げる書類のうちその内容に変更がない書類の添付を省略することができる。

別記第2号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式注を削る。

別記第3号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式注を削る。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式注を削る。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第5号様式の2中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第6号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第7号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注1中「記名押印する」を「記名押印又は署名をする」に改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第8号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注7を削る。

別記第9号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「届出ます」を「届け出ます」に改め、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

別記第10号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第12号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第13号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第14号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第17号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

別記第18号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の理容師法施行細則又は第2条の規定による改正前の美容師法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第23号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「鹿児島県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

.....
鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第24号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項及び第2項並びに第44条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約（同日前に締結された契約を変更する契約を含む。）について適用する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第25号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 本庁の表企画課の項中「企画課」を「総合政策課」に改める。

別表第 1 収支かいの表大隅地域振興局の項中「又は大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関の庶務を担当する主幹及び」を「の庶務を担当する参事付，」に改め，「支所長代理」の次に「及び大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関の庶務を担当する主幹」を加え，「出納事務を担当する主幹」を「出納事務を担当する参事付」に改める。

別記第14号様式，別記第17号様式及び別記第18号様式中「

印

」を

「

--

」に改める。

別記第19号様式その 1（裏），その 2（裏），その 3（裏）及びその 4（裏）中「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改める。

別記第42号様式の 2 中「㊦」を削る。

別記第53号様式その 1 及びその 2 中「

公印押捺承認	㊦
--------	---

」を

「

公印押なつ承認	
---------	--

」に改める。

別記第54号様式（裏）中「県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改める。

別記第66号様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県会計規則別記第19号様式及び別記第54号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿児島県訓令第 5 号

鹿児島県非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 6 号中「日数の欄」を「日数欄」に改め，同項第 8 号中「3 日」を「4 日」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県訓令第 6 号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令
鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
第95条の 2 第 1 項中「交付し、受領印を徴しなければ」を「交付しなければ」に改める。
別記第83号様式中

受 領 印	証票返納 年 月 日	残 枚 数	摘 要
	廃 業 年 月 日		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

受領者 氏 名	証票返納 年 月 日	残 枚 数	摘 要
	廃 業 年 月 日		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

別記第97号様式中「証 票 受 入」を「証 票 受 入 れ」に、受領印 を 「受領者
氏 名」
に改める。

別記第98号様式中 「受領者
受領印 を 氏 名」
に改める。

別記第99号様式中 「ヶ月」を「か月」に、
受領印 を 受領者
氏 名
に改める。

別記第112号様式中「承認証
受領印」を「承認証
受領者
氏 名」に改める。

別記第113号様式の3中「受 入」を「受 入れ」に、「受領印」を「受領者
氏 名」に改める。

別記第151号様式中「証 票 受 入」を「証 票 受 入れ」に、

受 領 印	証票返納 年 月 日	残 枚 数	摘 要
	廃 業 年 月 日		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

を

受領者 氏 名	証票返納 年 月 日	残 枚 数	摘 要
	廃 業 年 月 日		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		
	・ ・		

に改める。

附 則

- この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に改正前の鹿児島県税事務処理規程に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第467号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

表総務部の部歴史・美術センター黎明館館長の項を削り、同表企画部の部中「企画部」を「総合政策部」に改め、同部鹿児島県地方創生担当特別顧問の項を削り、同表PR・観光戦略部の部中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同部に次のように加える。

歴史・美術センター黎明館館長	月額 600,000円以内
----------------	---------------

表環境林務部の部鹿児島県管理型処分場整備特別顧問の項を削る。

鹿児島県告示第468号

令和2年3月31日鹿児島県告示第396号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

1のアの表総務部の部県政情報相談員の項を削り、同部県税事務補助員の項の次に次のように加える。

県政情報相談員	1級	23号給
---------	----	------

1のアの表総務部の部交通事故相談員の項の次に次のように加える。

広報アシスタント	1級	15号給
----------	----	------

1のアの表総務部の部資料調査編集員の項、展示解説員の項及び文化振興推進員の項を削り、同表企画部の部中「企画部」を「総合政策部」に改め、同表PR・観光戦略部の部中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同部中

広報アシスタント	1級	15号給
特産振興支援員	1級	37号給

を

資料調査編集員	1級	15号給
展示解説員	1級	15号給
特産振興支援員	1級	37号給
文化振興推進員	1級	15号給

に改め、同表環境林務部の部中

県有林管理員	1級	37号給
--------	----	------

を

県行造林事務補助員	1級	33号給
県有林管理員	1級	37号給

に改め、同部PCB適正処分推進員の項を削り、同表くらし保健福祉部の部中

受付相談員	1級	15号給
-------	----	------

を

受付相談員	平日昼間勤務	1級	15号給
	夜間休日勤務	1級	33号給

に改め、同部心のケア相談員の項及び子ども支援員の項を削り、同部自殺対策調整員の項の次に次のように加える。

施設運営補助員	1 級	23号給
---------	-----	------

1 のアの表くらし保健福祉部の部巡回支援指導員の項を削り，同部パーキングパーミット制度推進員の項の次に次のように加える。

H A C C P 指 導 員	1 級	33号給
-----------------	-----	------

1 のアの表商工労働水産部の部技術情報活用推進員の項の次に次のように加える。

漁業権実態調査員	1 級	33号給
----------	-----	------

鉦政指導員	1 級	23号給
-------	-----	------

2 の表 P R ・ 観 光 戦 略 部 の 部 中 「 P R ・ 観 光 戦 略 部 」 を 「 観 光 ・ 文 化 ス ポ ー ツ 部 」 に 改 め る 。